

○多子軽減について

3歳未満の無償化対象となる前の児童に兄弟がいて、次のいずれかに該当する場合、申請により、利用者負担額が減免されます。

①市町村民税の所得割の世帯合算額が 77,101 円以上の世帯で、兄または姉が認可保育所、幼稚園、認定こども園、児童通所支援等を利用している場合

*減免申請時に兄または姉が利用している施設の通園証明書が必要です。

②市町村民税の所得割の世帯合算額が 77,101 円未満の世帯で、保護者と生計を同一にする兄または姉（年齢は問わない）がいる場合

<第2子、第3子の数え方>

①の場合、小学生以上の兄弟は含めません。未就学の兄弟のうち、年齢の高い順に数えます。

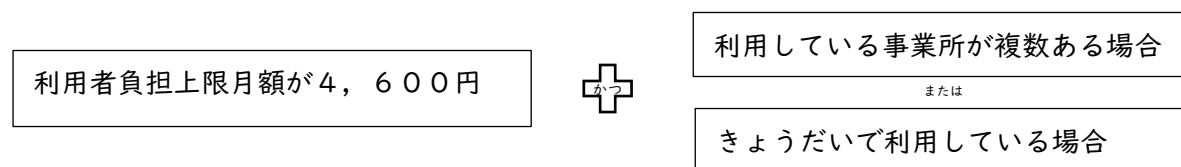
②の場合、年齢制限はなく、生計を同一にする兄弟について、年齢の高い順に数えます。

軽減後の負担額は次のとおりです。

第2子	利用料金（総費用額）の100分の5
第3子	0円

○「上限管理事業所」の届出について

下図に該当する場合には、世帯合計で、利用者負担上限月額を超えて支払うことがないように、「上限管理事業所」が管理します。



上限管理事業所を設定または変更するには、利用しているいずれかの事業所に口頭で上限管理を依頼後、「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」を、大和市すくすく子育て課に提出してください。届出用紙は事業所又はすくすく子育て課にあります。市のホームページからのダウンロードも可能です。

○高額障害福祉サービス費及び高額障害児通所給付費について

同じ世帯内で障害福祉サービス（短期入所、居宅介護等）と障害児通所支援の両方を利用し、ひと月の自己負担額の合計が利用者負担上限月額を超えた場合、申請により、上限月額を超えてお支払いされた分が払い戻されます。

高額障害福祉サービスを申請できる対象者には、前年度の利用分について、翌年度に大和市すくすく子育て課から申請勧奨の案内が届きます。事業所にお支払いされた領収証は5年間保存してください。

例 上限月額 4,600 円の世帯で、短期入所、居宅介護、放課後等デイサービスを利用している場合

サービス	短期入所	居宅介護	放課後等デイサービス	
法律	障害者総合支援法		児童福祉法	
事業所名	A 事業所	B 事業所	C 事業所	D 事業所
総費用額	72,864 円	56,465 円	10,674 円	72,864 円
I 割相当額	7,286 円	5,646 円	1,067 円	7,286 円
上限管理後 利用者負担額	2,592 円	2,008 円	588 円	4,012 円
利用者負担額	4,600 円		4,600 円	
償還額	4,600 円（高額障害福祉サービス費：2,300 円 高額障害児通所給付費：2,300 円）			

異なる法律に基づくサービス間においての上限管理はできないので、利用者は上限月額である 4,600 円を児童福祉法に基づくサービスと障害者総合支援法に基づくサービスの双方に支払うことになります。上限月額を超えて支払った 4,600 円は申請により高額障害福祉サービス費及び高額障害児通所給付費として、払い戻されます。

地域生活支援事業（移動支援と日中一時）は利用者負担上限月額がないので、高額障害福祉サービス費の対象ではありません。